

## 第8回七飯町地域公共交通活性化協議会

付議日：令和4年8月17日（水）

### 1 開会

### 2 議事

- (1) 七飯町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について（資料1）
- (2) 令和3年度七飯町地域公共交通活性化協議会収支決算報告及び監査報告について（資料2）
- (3) 令和4年度七飯町地域公共交通活性化協議会補正予算案について（資料3-1、資料3-2）
- (4) 町民意見交換会の結果について（資料4）
- (5) 七飯町地域公共交通計画（案）の答申について（資料5-1、資料5-2、資料5-3）
- (6) 深夜乗合タクシーの運行について（資料6）
- (7) その他（資料7）

### 3 閉会

#### ※配付資料

- 資料1 : 七飯町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正の概要
- 資料2 : 令和3年度七飯町地域公共交通活性化協議会収支決算報告及び監査報告
- 資料3-1 : 令和4年度七飯町地域公共交通活性化協議会補正予算書（案）及び収支予算（案）
- 資料3-2 : 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付決定通知書
- 資料4 : 町民意見交換会の結果について
- 資料5-1 : 七飯町地域公共交通計画（案）の答申について
- 資料5-2 : 七飯町地域公共交通計画（案）
- 資料5-3 : 七飯町地域公共交通計画（案）に関する意見書
- 資料6 : 深夜乗合タクシーの運行について
- 資料7 : 今後のスケジュール

## 七飯町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正の概要

## 七飯町地域公共交通活性化協議会

## 1. 改正理由

令和4年第2回七飯町議会定例会において、部制の廃止等を目的とした七飯町課設置条例（令和4年条例第17号）が制定され、令和4年7月1日から施行されたことから、七飯町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）の一部を改正するものである。

## 2. 改正内容

規約第9条第1項中「総務部」を削り、同条第2項中「、事務局次長」を削り、同条第3項中「総務部長、事務局次長には七飯町総務部政策推進課長」を「政策推進課長」に、「総務部政策推進課地域活性係」を「政策推進課地域活性係」に改める。

## 3. 施行期日

令和4年7月1日から施行する。

※ 特段の経過措置は必要無し。

七飯町地域公共交通活性化協議会規約新旧対照表

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>第1条～第8条（略）<br/>（事務局）</p> <p>第9条 協議会の運営に関する事務を処理するため、七飯町<u>総務部</u>政策推進課内に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に、<u>事務局長、事務局次長</u>及び事務局員を置く。</p> <p>3 事務局長には七飯町<u>総務部長、事務局次長</u>には七飯町<u>総務部政策推進課長</u>、事務局員には七飯町<u>総務部政策推進課地域活性係</u>の職員をもって充てる。</p> <p>4（略）</p> <p>第10条～第20条（略）</p> <p>附則</p> <p>1・2（略）</p> | <p>第1条～第8条（略）<br/>（事務局）</p> <p>第9条 協議会の運営に関する事務を処理するため、七飯町政策推進課内に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に、<u>事務局長</u>及び事務局員を置く。</p> <p>3 事務局長には七飯町<u>政策推進課長</u>、事務局員には七飯町<u>政策推進課地域活性係</u>の職員をもって充てる。</p> <p>4（略）</p> <p>第10条～第20条（略）</p> <p>附則</p> <p>1・2（略）</p> |

## 七飯町地域公共交通活性化協議会規約（案）

（設置）

第1条 七飯町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する協議会及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議として設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、亀田郡七飯町本町6丁目1番1号七飯町役場内に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の設置の趣旨に基づき次の業務を行う。

- （1）法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事。
- （2）計画の実施に係る連絡調整に関する事。
- （3）計画に位置付けられた事業の実施に関する事。
- （4）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事。
- （5）町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事。
- （6）協議会の運営に関する事。
- （7）前各号に掲げるもののほか、当協議会が必要と認める事。

（組織）

第4条 協議会は、次に掲げる委員又は団体を代表する委員をもって構成し、町長が委嘱する。

- （1）国土交通省北海道運輸局函館運輸支局長の指定する職にある職員
- （2）国土交通省北海道開発局函館開発建設部長の指定する職にある職員
- （3）北海道渡島総合振興局長の指定する職にある職員
- （4）北海道警察函館方面函館中央警察署長の指定する職にある職員
- （5）一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体
- （6）一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者が組織する団体
- （7）事業用自動車の運転者が組織する団体
- （8）北海道旅客鉄道株式会社函館支社長の指名する職員
- （9）社会福祉法人七飯町社会福祉協議会
- （10）七飯町商工会
- （11）住民又は利用者を代表する者

(12) 七飯町副町長

(13) 学識経験者その他の協議会が必要と認める者

2 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。

(1) 委員のうち、行政機関の職員については、その職にある期間とする。

(2) 前号以外の委員については、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、七飯町副町長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員が互選する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(監査員)

第8条 監査員は、委員が互選する。

2 監査員は、協議会の会計監査を行う。

3 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第9条 協議会の運営に関する事務を処理するため、七飯町政策推進課内に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。

3 事務局長には七飯町政策推進課長、事務局員には七飯町政策推進課地域活性係の職員をもって充てる。

4 前項に定めるもののほか、協議会の運営及び事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の運営等)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の決議の方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会の構成員は、協議会で協議が調った事項については、その協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第12条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算の編成、現金の出納、契約の締結その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、七飯町の例による。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員は、会議に出席したときは、報酬及び費用弁償として旅費の支給を受けることができる。

2 報酬の額は日額7,100円、費用弁償の額は七飯町職員の旅費に関する条例

(平成11年七飯町条例第25号)による2級以上の職員相当額とする。

3 報酬及び費用弁償の支給方法等は、七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成12年七飯町条例第33号)の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(規約の変更)

第17条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(情報公開)

第18条 協議会の情報公開に関しては、会長が別に定めるもののほか、七飯町情報公開条例(平成12年七飯町条例第40号)の例による。

(個人情報の保護)

第19条 協議会が保有する個人情報の取扱いについては、会長が別に定めるもののほか、七飯町個人情報保護条例(平成12年七飯町条例第15号)の例による。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和3年3月1日から施行する。

2 設置時の委員の任期は、第5条第2号の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則

この規約は、令和4年7月1日から施行する。

## (案)

## 七飯町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

| No. | 規約区分                                      | 所属                          | 役職        | 委員氏名  |
|-----|---|-----------------------------|-----------|-------|
| 1   | 1号委員<br>国土交通省北海道運輸局函館運輸支局長の指定する職にある職員     | 国土交通省北海道運輸局<br>函館運輸支局       | 首席運輸企画専門官 | 酒井周一  |
| 2   | 2号委員<br>国土交通省北海道開発局函館開発建設部長の指定する職にある職員    | 国土交通省北海道開発局<br>函館開発建設部道路計画課 | 課長        | 武田祐輔  |
| 3   | 3号委員<br>北海道渡島総合振興局長の指定する職にある職員            | 地域創生部地域政策課新幹線推進室            | 室長        | 榎塚貴稔  |
| 4   | 3号委員<br>北海道渡島総合振興局長の指定する職にある職員            | 函館建設管理部事業室道路課               | 課長        | 日下和雅  |
| 5   | 4号委員<br>北海道警察函館方面函館中央警察署長の指定する職にある職員      | 北海道警察函館方面函館中央警察署交通第一課       | 課長        | 久保田貴行 |
| 6   | 5号委員<br>一般乗用自動車運送事業者が組織する団体               | 一般社団法人函館地区ハイヤー協会            | 会長        | 横田有一  |
| 7   | 6号委員<br>一般乗合自動車運行事業者及び一般貸切自動車運送事業者が組織する団体 | 函館地区バス協会                    | 会長        | 森健二   |
| 8   | 7号委員<br>事業用自動車の運転者が組織する団体                 | 函館地区交通運輸産業労働組合協議会           | 事務局長      | 大岩伸一  |
| 9   | 8号委員<br>北海道旅客鉄道株式会社函館支社長の指名する職員           | 北海道旅客鉄道株式会社<br>函館支社         | 企画次長      | 金光建   |
| 10  | 9号委員<br>社会福祉法人七飯町社会福祉協議会                  | 社会福祉法人七飯町社会福祉協議会            | 会長        | 伊藤千恵子 |
| 11  | 10号委員<br>七飯町商工会                           | 七飯町商工会                      | 会長        | 川又修治  |
| 12  | 11号委員<br>住民又は利用者を代表する者                    | 七飯町本町地区町内会連合会               | 会長        | 櫻井宏三  |
| 13  | 11号委員<br>住民又は利用者を代表する者                    | 七飯町大中山連合町内会                 | 会長        | 澤田孝平  |
| 14  | 11号委員<br>住民又は利用者を代表する者                    | 七飯町大沼地区連合町内会                | 会長        | 三箇俊昭  |
| 15  | 11号委員<br>住民又は利用者を代表する者                    | 七飯町老人クラブ連合会                 | 副会長       | 荒井脩士  |
| 16  | 12号委員<br>七飯町副町長                           | 七飯町                         | 副町長       | 宮田東   |

## 七飯町地域公共交通活性化協議会 事務局等名簿

| No. | 役職     | 所属役職                   | 氏名   |
|-----|--------|------------------------|------|
| 1   | 事務局長   | 七飯町政策推進課長              | 花巻亘  |
| 2   | 事務局員   | 七飯町政策推進課地域活性係長         | 横山央  |
| 3   | 事務局員   | 七飯町政策推進課地域活性係          | 高橋俊  |
| 4   | 委託事業者  | 日本データサービス株式会社計画調査部長    | 東本靖史 |
| 5   | 委託事業者  | 日本データサービス株式会社計画調査部主任技師 | 中野滉  |
| 6   | アドバイザー | NPO法人まちづくり支援センター代表理事   | 為国孝敏 |



## 令和 3 年度 収支決算報告

&lt;収入&gt;

(単位：円)

| 項目   | 予算額<br>(A) | 決算額<br>(B) | 差引<br>(B)-(A) | 説明                         |
|------|------------|------------|---------------|----------------------------|
| 町負担金 | 3,880,000  | 3,880,000  | 0             | ・七飯町負担金                    |
| 国補助金 | 3,000,000  | 3,000,000  | 0             | ・国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金） |
| 繰越金  | 71,818     | 71,818     | 0             | ・令和2年度からの繰越金               |
| 雑収入  | 0          | 23         | 23            | ・利息                        |
| 計    | 6,951,818  | 6,951,841  | 23            |                            |

&lt;支出&gt;

(単位：円)

| 項目  | 予算額<br>(C) | 決算額<br>(D) | 差引<br>(D)-(C) | 説明   |
|-----|------------|------------|---------------|--|
| 事務費 | 61,680     | 22,050     | △ 39,630      | ・通信運搬費 1,260<br>・振込手数料 20,790                                |
| 会議費 | 550,400    | 298,140    | △ 252,260     | ・会議用賄費 8,080<br>・委員報酬及び費用弁償 290,060                          |
| 事業費 | 6,212,500  | 6,149,427  | △ 63,073      | ・地域公共交通計画素案作成委託料一式 5,713,400<br>・ニーズ調査実施用郵便料（配布及び回収） 436,027 |
| 予備費 | 127,238    | 0          | △ 127,238     |  |
| 計   | 6,951,818  | 6,469,617  | △ 482,201     |  |

(収入)

(支出)

(残額)

6,951,841円 - 6,469,617円 = 482,224円

(令和4年度への繰越)

## 監査報告

七飯町地域公共交通活性化協議会の令和3年度収支決算報告について、支出証拠書類及び関係諸帳簿を照合監査した結果、その内容が正確であることを認めます。

令和4年6月1日

監査員 酒 井 周



監査員 楨 塚 貴 稔



令和 4 年度七飯町地域公共交通活性化協議会  
補正予算書（案）

## 1 補正理由

- (1) 国庫補助金（令和 4 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金）の交付決定を受けたこと。
- (2) 令和 3 年度からの繰越金が発生したこと。

## 2 歳入予算（単位：円）

| 款        | 項        | 目        | 当初<br>予算額 | 補正額      | 補正後<br>予算額 | 内訳                     |
|----------|----------|----------|-----------|----------|------------|------------------------|
| 1<br>負担金 | 1<br>負担金 | 1<br>負担金 | 6,850,000 | △636,100 | 6,213,900  | 七飯町負担金                 |
| 2<br>補助金 | 1<br>補助金 | 1<br>補助金 | 0         | 636,100  | 636,100    | 地域公共交通確保維持<br>改善事業費補助金 |
| 3<br>繰越金 | 1<br>繰越金 | 1<br>繰越金 | 0         | 482,224  | 482,224    | 令和 3 年度からの<br>繰越金      |
| 4<br>諸収入 | 1<br>諸収入 | 1<br>諸収入 | 0         | 0        | 0          |                        |
| 計        |          |          | 6,850,000 | 482,224  | 7,332,224  |                        |

## 3 歳出予算（単位：円）

| 款        | 項        | 目        | 当初<br>予算額 | 補正額     | 補正後<br>予算額 | 内訳 |
|----------|----------|----------|-----------|---------|------------|----|
| 1<br>運営費 | 1<br>事務費 | 1<br>事務費 | 68,500    | 0       | 68,500     |    |
|          | 2<br>会議費 | 1<br>会議費 | 501,900   | 0       | 501,900    |    |
| 2<br>事業費 | 1<br>事業費 | 1<br>事業費 | 6,219,400 | 0       | 6,219,400  |    |
| 3<br>予備費 | 1<br>予備費 | 1<br>予備費 | 60,200    | 482,224 | 542,424    |    |
| 計        |          |          | 6,850,000 | 482,224 | 7,332,224  |    |

## 令和4年度 収支予算（案）

<歳入>

（単位：円）

| 目   | 予算額       | 目の内訳  |
|-----|-----------|---|
| 負担金 | 6,213,900 | ・七飯町負担金 <span style="float: right;">6,213,900</span>                      |
| 補助金 | 636,100   | ・国庫補助金（地域公共交通確保維持<br>改善事業費補助金） <span style="float: right;">636,100</span> |
| 繰越金 | 482,224   | ・令和3年度からの繰越金 <span style="float: right;">482,224</span>                   |
| 諸収入 | 0         |   |
| 計   | 7,332,224 |   |

<歳出>

（単位：円）

| 目   | 予算額       | 目の内訳  |
|-----|-----------|---|
| 事務費 | 68,500    | ・通信運搬費 10,000円 <span style="float: right;">10,000</span><br>・消耗品費 20,000円 <span style="float: right;">20,000</span><br>・振込手数料 550円×70件=38,500円 <span style="float: right;">38,500</span>          |
| 会議費 | 501,900   | ・会議用賄費 飲み物 120円×20人×7回 <span style="float: right;">16,800</span><br>・委員報酬 7,100円×9名×7回 <span style="float: right;">447,300</span><br>・委員費用弁償 600円×9名×7回 <span style="float: right;">37,800</span> |
| 事業費 | 6,219,400 | ・地域公共交通計画案作成委託料<br>一式 6,219,400円 <span style="float: right;">6,219,400</span>   |
| 予備費 | 542,424   | ・予備費 <span style="float: right;">542,424</span>   |
| 計   | 7,332,224 |   |

様式第 5 - 2 (日本産業規格 A 列 4 番)

北交企第 25 号  
令和 4 年 5 月 18 日

七飯町地域公共交通活性化協議会  
会長 宮田 東 殿

北海道運輸局長  
(公印省略)

令和 4 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金  
(地域公共交通調査事業) 交付決定通知書

令和 4 年 4 月 18 日付けで申請のあった「令和 4 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通調査事業)」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。) 第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

記

1. 補助金対象事業 地域公共交通調査事業

2. 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

|        |   |            |   |        |
|--------|---|------------|---|--------|
| 補助対象経費 | 金 | 6,360,480円 | } | (内訳別紙) |
| 補助金の額  | 金 | 636,100円   |   |        |

3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通調査事業の実施に関する事項を記載した計画に即して実施するものとする。

4. 補助対象事業者は、適正化法、同法施行令 (昭和 30 年政令第 255 号) 及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金  
 (地域公共交通調査事業) 交付決定事業

補助対象事業者名 七飯町地域公共交通活性化協議会 (単位:円)

| 補助対象事業の<br>名称及び内容  | 補助対象事業の着手<br>及び完了予定日                         | 補助対象経費    | 補助金額    |
|--|--|-----------|---------|
| <b>【名称】</b><br>七飯町地域公共交<br>通計画作成業務<br><b>【内容】</b><br>1 現況交通実態<br>調査<br>2 町民意見交換<br>会<br>3 七飯町地域公<br>共交通計画(案)<br>の作成<br>4 協議会運営 | 着手予定日:<br>交付決定日以降<br><br>完了予定日:<br>令和5年3月31日 | 6,360,480 | 636,100 |